

学校法人に対する寄附金の特例措置について

教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人は「特定公益増進法人」とされ、当該法人に対する個人及び法人からの寄附金について所得税法及び法人税法上の特例が設けられ、下記のとおりになっております。

また、個人からの寄附金については新たに税額控除制度が導入され、所得控除と税額控除のどちらか一方(有利な方)を選択し、確定申告時に控除を受けることができるようになりました。

【平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】

法人が寄附した場合	
法人が学校法人に対して寄附金を支出した場合、法人が一般に有している寄附金を損金に算入しうる枠のほかに、下記の特別な損金算入枠が別に認められております。(③及び④を除く)	
◎「特定公益増進法人の証明書」(5年間有効)が必要	
① 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等で資本又は出資を有するもの	特別損金算入限度額=(資本基準額+所得基準額)×1/2 ((資本金等の額×当期の月数×3.75/1000+所得金額×6.25/100)×1/2)
② 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等で資本又は出資を有しないもの、一般社団法人及び一般財団法人等	特別損金算入限度額=所得金額×6.25/100
③ 公益社団法人、公益財団法人等	損金算入限度額=所得金額×5/100
④ 学校法人、社会福祉法人、厚生保護法人、社会医療法人	損金算入限度額=所得金額×50/100 又はその金額が年 200 万に満たない場合には 200 万

個人が寄附した場合	
個人が学校法人に対して寄附を行った場合、特定寄附金とされ、所得税の計算上 <u>所得控除もしくは税額控除のどちらか一方を選択し(有利な方)</u> 控除を受けることができます。	
◆ 所得控除 …… 各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乘じ控除額を決定するため、高所得者の方が減税効果が大きくなります。◎「特定公益増進法人の証明書」が必要	$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$
	↑ 寄附金控除額 = 寄附金 - 2,000 円
例：年収 300 万円の人が 1 万円を寄附した場合 $10,000 - 2,000 = 8,000$ 円 税率 5% とすると(平均的な世帯を想定) $8,000 \times 5\% = 400$ 円を控除	
◆ 税額控除 …… 各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合が控除されるため、小口の寄附の場合にも減税効果が大きくなります。◎「税額控除に係る証明書」が必要	$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}} - \boxed{\text{税額控除額}}$
	↑ 税額控除額 = (寄附金額 - 2,000 円) × 40%
例：年収 300 万円の人が 1 万円を寄附した場合 税率に関わりなく、 $(10,000 - 2,000) \times 40\% = 3,200$ 円を控除	